令 和 ８ 年

小樽市議会

第　３　回　定　例　会　議　案

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第１号

令和８年度小樽市一般会計補正予算

令和８年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,784,988 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70,516,656 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（市債の補正）

第３条　市債の変更は、「第３表　市債補正」による。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
12　地方特例交付金		115,153	3,972	119,125
	1　地方特例交付金	115,153	3,972	119,125
13　地方交付税		16,215,000	△ 97,160	16,117,840
	1　地方交付税	16,215,000	△ 97,160	16,117,840
17　国庫支出金		14,231,531	△ 130,035	14,101,496
	2　国庫補助金	3,189,869	△ 130,035	3,059,834
18　道支出金		4,711,155	2,982	4,714,137
	1　道負担金	3,540,121	1,436	3,541,557
	2　道補助金	983,231	1,546	984,777
20　寄附金		1,260,106	6,150	1,266,256
	1　寄附金	1,260,106	6,150	1,266,256
21　繰入金		3,199,537	329,531	3,529,068
	2　基金繰入金	3,164,810	329,531	3,494,341
22　繰越金		1	1,302,454	1,302,455
	1　繰越金	1	1,302,454	1,302,455
23　諸収入		1,632,586	74,994	1,707,580
	4　雑入	803,179	74,994	878,173
24　市債		6,237,000	292,100	6,529,100
	1　市債	6,237,000	292,100	6,529,100
歳入合計		68,731,668	1,784,988	70,516,656

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 総　務　費		5,340,821	670,774	6,011,595
	1 総務管理費	4,956,798	670,774	5,627,572
3 民　生　費		28,493,434	18,053	28,511,487
	1 社会福祉費	14,952,363	3,283	14,955,646
	2 児童福祉費	6,100,095	6,795	6,106,890
	5 民生施設費	446,954	7,975	454,929
4 衛　生　費		7,204,174	21,000	7,225,174
	3 清　掃　費	3,779,072	21,000	3,800,072
7 商　工　費		1,402,073	200	1,402,273
	1 商　工　費	1,402,073	200	1,402,273
9 消　防　費		338,776	111,277	450,053
	1 消　防　費	338,776	111,277	450,053
10 教　育　費		2,946,987	5,650	2,952,637
	1 教育総務費	137,477	5,650	143,127
12 諸支出金		72,628	958,034	1,030,662
	2 財政調整基金費	20,297	651,228	671,525
	3 減債基金費	1,985	306,806	308,791
歳　出　合　計		68,731,668	1,784,988	70,516,656

第２表　繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
消防費	消防費	機動力増強・近代化事業費	８１，２７７

第３表　市債補正

（変　更）

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
	千円	千円
庁舎等施設整備事業費	３６，４００	８８，９００
新幹線整備事業費	１６４，８００	１７３，８００
運河周辺地区環境整備事業費	１５，０００	７，５００
道路新設改良事業費	６７２，５１０	７５６，７２６
都市計画事業費	３６４，１００	４９０，１００
港湾事業費	５５８，０９０	５５６，０７４
消防施設整備事業費	４３，２００	５４，３００
総合体育館施設整備事業費	５６，２００	７５，０００

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第２号

令和８年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和８年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

１　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 59,966 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,256,114 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

別表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4 財　産　収　入		千円 1,831	千円 221	千円 2,052
	1 財産運用収入	1,831	221	2,052
6 繰　越　金 （従来の6款を7款に改める。）		－	59,745	59,745
	1 繰　越　金	－	59,745	59,745
歳　入　合　計		12,196,148	59,966	12,256,114

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4 基金積立金		千円 1,831	千円 51,496	千円 53,327
	1 基金積立金	1,831	51,496	53,327
5 諸　支　出　金		7,500	8,470	15,970
	2 返　還　金	－	8,470	8,470
歳　出　合　計		12,196,148	59,966	12,256,114

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第３号

令和８年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和８年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

１　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 124,425 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,819,263 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

別表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3　支払基金交付金		千円 4,122,443	千円 △ 70,530	千円 4,051,913
	1　支払基金交付金	4,122,443	△ 70,530	4,051,913
7　繰　越　金 （従来の7款を8款に改める。）		－	194,955	194,955
	1　繰　越　金	－	194,955	194,955
歳　入　合　計		15,694,838	124,425	15,819,263

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4　基　金　積　立　金		千円 9,105	千円 34	千円 9,139
	1　基　金　積　立　金	9,105	34	9,139
5　諸　支　出　金		39,827	124,391	164,218
	1　償　還　金　及　び　還　付　加　算　金	5,100	124,391	129,491
歳　出　合　計		15,694,838	124,425	15,819,263

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第４号

令和８年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和８年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

１　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 90,139 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,056,743 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

別表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 繰　越　金		－	90,139	90,139
（従来の3款を4款に改める。）	1 繰　越　金	－	90,139	90,139
歳　入　合　計		2,966,604	90,139	3,056,743

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,898,640	90,139	2,988,779
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,898,640	90,139	2,988,779
歳　出　合　計		2,966,604	90,139	3,056,743

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第５号

令和７年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和７年度小樽市一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第２３３条第３項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第６号

令和７年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和７年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第２３３条第３項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第７号

令和７年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和７年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第２３３条第３項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第８号

令和７年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和７年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第２３３条第３項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第９号

令和７年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和７年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第２３３条第３項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第１０号

令和７年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和７年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第２３３条第３項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第１１号

令和７年度小樽市病院事業決算認定について

病院事業管理者から令和７年度小樽市病院事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第１２号

令和７年度小樽市水道事業決算認定について

公営企業管理者から令和７年度小樽市水道事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第１３号

令和７年度小樽市下水道事業決算認定について

公営企業管理者から令和７年度小樽市下水道事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第１４号

令和７年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について

令和７年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算を別冊のとおり作成したので、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第１５号

令和７年度小樽市簡易水道事業決算認定について

令和７年度小樽市簡易水道事業決算を別冊のとおり作成したので、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第１６号

小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年小樽市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第９６号」を「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和７年内閣府令第１０４号」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するためであります。

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第１７号

小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正する条例

小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例（平成２０年小樽市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第１９条中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、景観法の一部改正に伴い、所要の改正を行うためであります。

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第１８号

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例

小樽市営住宅条例（平成９年小樽市条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表第１公営住宅の部オタモイＣ住宅の項の次に次のように加える。

塩谷住宅	小樽市塩谷２丁目	令和８年度	３９戸

別表第１公営住宅の部戸数合計の部分中「２，８７６戸」を「２，９１５戸」に改め、同表戸数総計の部分中「３，０６６戸」を「３，１０５戸」に改める。

別表第４集会所の部に次のように加える。

塩谷住宅集会所	小樽市塩谷２丁目	

別表第４駐車場の部オタモイ住宅駐車場の項の次に次のように加える。

塩谷住宅駐車場	小樽市塩谷２丁目	駐車区画数　２０

別表第５に次の１号を加える。

⑿　塩谷住宅集会所

利用区分 / 利用時間	夏　　期 集　会　室	冬　　期 集　会　室
９時から１３時まで	１，５００円	２，０００円
１３時から１７時まで	１，５００円	２，０００円
１７時から２１時まで	２，０００円	２，５００円

９時から２１時まで	２，５００円	３，０００円

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、塩谷住宅１号棟の供用を開始するためであります。

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第１９号

小樽市学校給食費の管理に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市学校給食費の管理に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、学校給食法（昭和２９年法律第１６０号。以下「法」という。）第４条の規定に基づき市が実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　学校給食　法第３条第１項に規定する学校給食をいう。

⑵　学校給食費　法第１１条第２項に規定する学校給食費をいう。

（学校給食の対象者）

第３条　市が実施する学校給食の対象者は、次に掲げる者とする。

⑴　小樽市立学校設置条例（昭和３９年小樽市条例第３１号）第１条の規定により市が設置する学校に在学している児童又は生徒

⑵　前号に掲げる者のほか、学校給食を実施する必要がある者として教育委員会が定める者

（学校給食費の徴収等）

第４条　市長は、次に掲げる者から学校給食費を徴収する。

⑴　学校給食を受ける前条第１号の児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１６条に規定する保護者をいう。）

⑵　学校給食を受ける前条第２号の教育委員会が定める者

２　前項の規定により徴収する学校給食費の額は、教育委員会が定める額とする。

（学校給食費の減免）

第５条　市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、学校給食費を公会計化するに当たり、学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるためであります。

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第２０号

工事請負変更契約について

公営住宅建替工事（塩谷Ｂ住宅）の請負変更契約を下記のとおり締結する。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

記

１　工 事 名 称　公営住宅建替工事（塩谷Ｂ住宅）

２　契 約 金 額

変 更 前　９億６，２６１万円

変 更 後　１０億８２４万９，０００円

３　契約の相手方　小樽市緑１丁目５番１号

阿部・近藤共同企業体

代表者

阿部建設株式会社

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第２１号

工事請負変更契約について

公営住宅建替機械設備工事（塩谷Ｂ住宅）の請負変更契約を下記のとおり締結する。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

記

１　工 事 名 称　公営住宅建替機械設備工事（塩谷Ｂ住宅）

２　契 約 金 額

変 更 前　１億８，０７８万５，０００円

変 更 後　１億８，６３８万４，０００円

３　契約の相手方　小樽市入船５丁目２４番７号

山吹・コマツダ共同企業体

代表者

山吹商工株式会社

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第２２号

損害賠償額の決定について

令和８年５月９日午後１時頃、総合博物館の敷地内の樹木が強風により倒れ、札幌市[redacted]が所有するフェンスに損害を与えた。

この賠償額を下記のとおり決定する。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

記

賠償額　１７３万８，０００円

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第２３号

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和８年９月８日提出

小樽市議会議員　松　井　真美子
同　　酒　井　隆　裕
同　　高　野　さくら
同　　小　貫　　元

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、１９８２年６月２８日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から４４年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、２０１７年７月７日核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、２０２１年１月２２日に同条約が発効された。しかし、核保有国及び日本政府が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の入港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

（目的）

第１条　この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　核兵器　核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。

⑵　小樽港港湾区域　港湾法（昭和２５年法律第２１８号。以下「法」という。）第３３条第２項において準用する法第４条第４項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。

⑶　港湾施設　法第２条第５項及び第６項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

（非核港湾行政の推進）

第３条　市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

２　市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

３　市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附　則

この条例は、令和８年１１月１日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第２４号

小樽市教育委員会委員の任命について

下記の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求める。

令和８年１０月１日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

記

仲　　倉　　優

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　議案第２５号

議員の派遣について

議員の派遣について、小樽市議会会議規則第１０６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１０月１日提出

小樽市議会議員　小　貫　　元
同　　横　尾　英　司
同　　中　村　吉　宏
同　　面　野　大　輔
同　　前　田　清　貴

記

１　(1)　派遣場所　長崎県大村市、佐賀県鳥栖市及び愛知県西尾市

(2)　派遣目的　大村市小中学生サポートルーム「コンネ」について(長崎県大村市)、災害時のため、避難所への井戸の設置(防災)(佐賀県鳥栖市)及びＬＩＮＥを活用した行政手続の電子申請について(愛知県西尾市)の調査

(3)　派遣期間　令和８年１０月１９日から２２日までの４日間

(4)　派遣議員　中鉢淳二議員、佐藤奈緒美議員、中村吉宏議員及び髙木紀和議員

２　(1)　派遣場所　岩手県奥州市及び宮城県石巻市

(2)　派遣目的　政策決議提案について(岩手県奥州市)及び災害に強いまちづくりについて(宮城県石巻市)の調査

(3)　派遣期間　令和８年１０月２６日から２８日までの３日間

(4)　派遣議員　平戸理史議員、白濱聡議員、小池二郎議員、中村岩雄議員及び前田清貴議員

3　(1)　派遣場所　宮崎県小林市及び都城市

(2)　派遣目的　コミュニティバスについて(宮崎県小林市)及び母子生活支援施設の建て替えについて(宮崎県都城市)の調査

(3)　派遣期間　令和８年１０月２６日から２８日までの３日間

(4)　派遣議員　松井真美子議員、酒井隆裕議員、高野さくら議員及び小貫元議員

4　(1)　派遣場所　兵庫県神戸市及び滋賀県守山市

(2)　派遣目的　ＫＩＩＴＯの利活用と事業スキームについて(兵庫県神戸市)及び自転車によるまちづくりについて(滋賀県守山市)の調査

(3)　派遣期間　令和８年１０月２７日から２９日までの３日間

(4)　派遣議員　下兼薫議員、面野大輔議員、髙橋龍議員、船木悠平議員及び佐々木秩議員

5　(1)　派遣場所　大分県別府市、愛媛県新居浜市及び松山市

(2)　派遣目的　ＢＥＰＰＵ×デジタルファースト推進計画(大分県別府市)、ワクリエ新居浜について(愛媛県新居浜市)及びデータ連動型行政運営について(愛媛県松山市)の調査

(3)　派遣期間　令和８年１１月３日から６日までの４日間

(4)　派遣議員　新井田邦宏議員、白川貴城議員、橋本布美絵議員、横尾英司議員及び秋元智憲議員

6　その他

派遣の趣旨を損なわない範囲の変更がある場合の取扱いについては、議長に委任する。

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　報告第１号

専決処分報告

小樽市こども医療費助成条例の一部を改正する条例（令和８年小樽市条例第２３号）を、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和８年７月２２日別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市こども医療費助成条例の一部を改正する条例

小樽市こども医療費助成条例（平成２８年小樽市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第６号を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年８月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の小樽市こども医療費助成条例（以下「新条例」という。）第３条第２項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

３　新条例第３条第２項の規定により新たに同条第１項に規定する対象者となる者に係る医療費の助成のために必要な新条例第５条第１項の規定による申請その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ３ 回 定 例 会　　報告第２号

専決処分報告

小樽市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例（令和８年小樽市条例第２４号）を、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和８年８月２０日別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和８年９月８日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

小樽市重度心身障害者医療費助成条例（平成２８年小樽市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中第５号及び第６号を削り、第７号を第５号とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の小樽市重度心身障害者医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定及び次項の規定は、令和８年８月１日から適用する。

（経過措置）

２　新条例の規定は、令和８年８月１日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。